

「法律用語としての『全員の同意』と『全員の合意』」

北村喜宣（上智大学法科大学院）

この研究会では、「同意」と「合意」というそれぞれ2語しかない言葉をめぐって、毎回、まさに侃々諤々の議論が交わされている。実のところ、行政法学の観点からは、今ひとつ議論についていけないでいるが、その理由は、法律用語としての「同意」「合意」の内容をはるかに超えて、議論が展開しているからである。

それでは、法律用語としてのこの2つは、どのように用いられているのだろうか。総務省の「法令データ提供システム」にこれらを入力すると、夥しい数の使用例がヒットする。これでは、收拾がつかないので、用語を加え、「全員の同意」「全員の合意」で検索する。そうすると、前者が79法律163条項、後者が40法律73条項あることが確認できる。何がどう異なるのだろうか。法学においても、あまり意識されない点である。法制官僚がよく利用するといわれる法令用語研究会（編）『有斐閣法律用語辞典（第4版）』（有斐閣、2012年）を開いてみよう。「同意」については、次のような説明がある。「他人の行為に賛成の意思を表示すること。」（840頁）。これに対して、「合意」の説明は、「当事者の全員の意思が一致（合致）すること（民訴11、刑訴327、建基70③等）。なお、類語の「同意」と異なり、当事者の一方が能動的で他方が受動的立場に立つことを必要としない。」である（325頁）。

この説明からは、同意とは、「この指とまれ」というように、何かの意見が示されているのが前提であり、それに対して同調する行為であると整理できる。基本的には、「一対一」の関係である。それが関係者全員に関してあるのが、「全員の同意」と表現される。

これに対して、合意とは、いろいろな考えを持つ関係者のベクトルが、同じ一点に向けて集中する状態と整理できる。案が示されているかどうかは、とりあえずは問題にならない。前出の法律用語辞典があげる建築基準法70条3項をみてみよう。「第1項の建築協定書については、土地の所有者等の全員の合意がなければならない。ただし、当該建築協定区域内の土地…に借地権の目的となつて土地がある場合においては、当該借地権の目的となつて土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。」という規定である。

これは、建築協定書に関する規定であるが、これを受け入れるかどうかにあたっては、当然のことながら、案が提示されている必要がある。その意味では、案を示す人とそれに反応する人という関係が存在する。これは、まさに「同意」である。案に対する個人の「同意」を関係者全員について調達することが「全員の同意」であり、その結果、実現する状態が「全員の合意」ではないだろうか。「全員の同意」は得るものであり、「全員の合意」は作るものといえるかもしれない。

ひとつの法律のなかに、両方の用語例を含むものがある。自然公園法である。おそらく

は、違いを認識して使われているのだろう。同法 12 条 2 項は、「国立公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその国立公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその国立公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に環境大臣に申請して、その承認を受けなければならない。」と規定する。また、同法 43 条 2 項は、「風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。」と規定する。

誰をもって承継すべき相続人とすべきかについて、ひとつひとつの同意を関係者全員分調達するのが 12 条 2 項にいう「全員の同意」であろう。これに対して、協定内容について全員が了解している状態が 43 条 2 項にいう「全員の合意」であろう。未来形と現在完了形という違いだろうか。

これは、法制官僚のお作法という狭い世界の話であり、合意研究にあたって、こうした用語法にならう必要はまったくない。しかし、ある角度からの整理として、議論の手がかりほどのものは提供しているように思う。